

自治体と相談支援事業所協働による支給決定ガイドライン の作成を通して

◎森下亜美・森橋真紀・野口美智子・篠田亜沙美
(稲城市役所福祉部障害福祉課)
山崎明美・寺尾和子(稲城市社会福祉協議会)
木下真由美(マルシェいなぎ)

1 はじめに

障害福祉サービス等は業界全体としてコロナ禍においても一貫して利用者数、サービス利用料ともに増大している。

障害福祉サービスの持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取り組みが不可欠となっているが、需要サイドである利用者のサービス利用の抑制が難しく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、質の高いサービスを公平かつ適正に供給することもまた重要である。

当市においては、これまで支給量の目安となる考え方はあったが、利用者や相談支援事業者と互いに確認や協議ができるものは示してこなかったことから、支給決定プロセスの公平性、透明性を図る目的で市と相談支援事業者をはじめとする関係事業者からヒアリングを行い、当市の支給決定基準である「支援決定ガイドライン(以下ガイドライン)」を定めるに至った。

運用はこれからとなるため、今回は作成までのプロセスについて報告する。

2 ガイドライン作成の過程

1) ガイドライン作成前の状況

約10年前から事業所側は、「支給決定の基準を作成してほしい」と市障害福祉課に要望は伝えていたが、市からは作成中という返答が幾度となくあり、明るい回答が得られない状況が続いていた。

計画相談支援事業所作成の計画案も市から見直しを指示されることが多く、計画相談支援事業者と市職員間で説明や対話は行われていたものの相互理解は得られず、利用者に支給決定の経緯の説明が難しいこともあった。

一方で、市としては計画相談支援事業者から提示される個々のサービスの必要性や量に関するアセスメントに対して指摘や見直しを申し入れることが度々あった。その際に両者共通に確認ができる考え方の基準となるものがないため、相談支援事業者との合意形成が難しく、互いに苦しい状況が続いていた。

2) 相談支援専門員連絡会の発足

令和5年7月頃、市内で特定障害児者相談支援事業に従事する相談支援専門員が集まり、事業所を超えて学び、連携し、地域課題に協働して取り組んでいけるネットワークの構築を目的として、市内相談支援事業を実施する事業者のみで『稲城市相談支援専門員連絡会(以下連絡会)』を発足した。

連絡会でも、支給決定に至る市のプロセスに疑問を呈する声が挙がり、「市民にとっての公平性が保たれていないのではないか」、「暮らしやすい稲城市にするため統一的な支援が必要なのではないか」と協議がなされ、地域自立支援協議会の下部組織である『相談支援部会』で支給決定の基準について提言していく運びとなった。

3) 連絡会での話し合い

こういった背景を受け、令和5年度に、改めて障害福祉課から、ガイドラインの素案が出されることとなり、それをもとに連絡会で話し合うことになった。話し合いの経過をまとめたものが表1である。

市が提示した障害福祉サービス種別毎（居宅介護支援、グループホームなど）に、その項目に一番なじみのある計画相談事業所で担当することとし、担当した事業所が修正案を考えたり、不足している新しいサービスを追加したりした。

社会福祉協議会では、基本に立ち返りそれぞれの担当ケースについて、疑問点や支援に困難を抱えている点、課題などを出し合い、具体的に基本的な支給量やサービス併用の可否なども議論を重ね、追加した案を作成した。

当初は「支給決定マニュアル」としていたが、議論を進めていく中で個人差があってはいけないが、個性があっても良いのではないか、むしろ具体的にしすぎること幅がなくなることから「共通認識・共通の方向性」として稲城市支給決定ガイドライン（≠スタンダード）と名称を変更し、相談支援部会で稲城市と相談支援事業所双方で意見交換を繰り返しながら協議を続けてきた。また他市の状況や情報なども参考にしながらガイドラインを作成した。

4) 話し合いを通じて見えたこと

話し合いを重ねた結果、草案を作成する中では様々な視点があり、相互理解につながった他、事業所が抱える課題を共有できたことは良かった。作業中に見えた課題としては、特定相談支援事業と他事業を兼任している事業者も多くあり中立の立場で検討していくことが難しい場面も見られた。

今回のガイドラインを作成したことで、今後の新規計画案作成の基準と

なり、過去に感じていた判断の疑問や不安が解消され、利用者のサービス利用の安心感につながった。

表1 相談支援専門員と市の協議の経過

日付	稲城市相談支援専門員連絡会	事業所数	相談支援部会(市主催)	事業所数
2023/7/21	稲城市相談支援専門員連絡会 発足 今後の議題(検討事項)について検討。最近の市内での動きや障害福祉情勢の情報交換。	6		
2023/10/18	第2回稲城市相談支援専門員連絡会 事例検討を実施。最近の市内での動きの情報交換。	6		
2023/11/28			支給決定マニュアルについて稲城市介護給付費支給決定基準、障害福祉サービスに関するQ&A、グループホームを検討する際の目安を障害福祉課から提示 ⇒次回、他サービスの目安を提示。	6
2023/12/1	第3回稲城市相談支援専門員連絡会 ・社会資源マップ作成検討。最近の市内での動きや障害福祉情勢の情報交換。 ・各事業所で支給決定マニュアルの草案作成(運用、支給決定の流れ、訓練給付、ヘルパーサービス等カテゴリ別にまとめる)	7		
2024/1/30			支給決定基準について標準的な支給量、支給期間、利用期間、訓練等給付の利用について、障害福祉サービスに関するQ&A(追加)、居宅介護の利用について障害福祉課から提示 ⇒相談支援専門員連絡会で今回提示されたものを検討する。	6
2024/6/28	第4回稲城市相談支援専門員連絡会 ・社会資源マップ作成検討。最近の市内での動きや障害福祉情勢の情報交換。今年度の連絡会の運営と体制の確認。 ・稲城市支給決定ガイドライン(≠スタンダード)への提言。(各事業所より、市作成版と比較して説明。市作成版との対照表の作成。)	8		
2024/7/23			支給決定基準について事業所連絡会で修正・加筆されたものを、検討。	7
2024/8/27			支給決定基準について事業所連絡会で修正・加筆されたものを、検討。	7
2024/10/18	第5回稲城市相談支援専門員連絡会 ・稲城市支給決定ガイドライン(≠スタンダード)への提言 ・最近の市内での動きや障害福祉情勢の情報共有。社会資源マップ作成検討。	8		
2024/10/22			7/23、7/27で検討された内容を反映されたものを、障害福祉課から提示。	7

3 まとめ

(1) 本ガイドライン完成まで長期間を要したが、事業所等と市それぞれの視点で意見交換を重ね、市から一方的にガイドラインを示す形でなく、事業所等からの意見を取り入れながら協働して完成に至ったことは大きな成果であると考えている。

(2) 意見交換の内容は障害福祉サービス支給に関することに留まらず、地域で暮らす市民の状況やニーズについての情報交換や地域資源の共有、地域課題の把握なども行うことができ、それぞれの立場から見える様々な有意義な意見交換をし、さらなる連携強化へ繋がった。

4 おわりに

障害福祉サービスの持続可能性を確保するためには、計画相談支援事業者が適正に相談支援やサービス調整を行い、自治体が公平・適正にサービスの支給決定を行う必要がある。その取り組みが、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制することとなる。

それを客観的に評価する仕組みとして、今後は連絡会や相談支援部会で事例検討や各種研修、地域自立支援協議会で課題の共有や問題提起を重ね、市として、また、計画相談支援事業者一人ひとりの更なる質の向上に向けた取り組みが期待される。

本ガイドラインの活用はこれからとなるが、完成したことで終わりにせず、定期的に見直しをする機会を設け、PDCAサイクルを回しながら、事業所等とも協力しブラッシュアップしていきたい。

今後も障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、引き続き、市である基幹相談支援センターと各計画相談事業所が、共に連携してよりよい事業運営を目指し取り組んでいきたい。

引用参考文献

『障害支援区分の現状と課題について』厚生労働省

『認定調査員研修について』厚生労働省

『支給決定に関すること』厚生労働省

『障害福祉サービスの支給決定・サービス利用のプロセス』厚生労働省